別記様式5

被処分者	認	定	証	番号	愛媛県公安委員会 第382号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号				ホワイト代行
	主たる営業所が所在する市区町村				松山市
	処	分句	三月	日	令和7年10月24日
	処	分	内	容	指示処分
	処	分	理	由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12条に基づく損害賠償措置義務違反のため。
	根	拠	法	令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律第12条及び第22条第2項
処分を行った都道府県					愛媛県